平成28年度

愛知県雇用対策協定に基づく事業計画

平成28年9月

愛 知 県 愛知労働局

目次

第1 趣旨

第2	連携・協働して推進する取組み	
1	産業人材育成と人材確保の促進	
(1)	ものづくりの基盤を支える技術者・技能者の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
(2)	産業界・地域の二一ズを踏まえた訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
(3)	職業訓練への能動的な誘導と就職支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
(4)	若者へのキャリア教育の推進と職業観の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
(5)	建設、福祉・介護等の人手不足分野における人材の育成・確保・・・・・	• 5
(6)	人手不足分野等へのマッチング支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	若者の活躍推進・正社員雇用の拡大	
(1)	若者に対する就職支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(2)	高校生に対する就職支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
(3)	大学等新卒者及び既卒者に対する就職支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(4)	「ユースエール認定企業」及び「若者応援宣言企業」の普及・拡大・・・	· 10
(5)	愛知県正社員転換・待遇改善実現プランの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 10
3	女性の活躍推進	
(1)	女性の活躍推進に関する取組の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
(2)	両立支援に取組む事業主に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 13
(3)	子育て女性等の就職促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 14
4	働き方改革の実現	
(1)	長時間労働削減等に向けた「働き方改革」の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 15
5	一体的実施事業等を活用した就職支援	
	一体的実施施設による就職支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	求人情報のオンライン提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 16
	地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出	
	愛知県政労使協議会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	まち・ひと・しごと創生の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	「地方拠点強化税制」の活用推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	労働環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 18
	障害者・高齢者等の活躍推進	
(1)	障害者雇用率達成指導の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 19

(2)	多様な障害特性に応じた就労促進と地域就労支援の強化・・・・・・20
(3)	障害者就職面接会の開催・・・・・・・・・・・・・・・20
(4)	企業トップに対する広報・啓発の推進・・・・・・・・・21
(5)	主要経済団体等に対する障害者雇用要請等の実施・・・・・・・21
(6)	障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携した就労支援・・・・・21
(7)	高年齢者等の継続雇用の確保と雇用の推進・・・・・・・・・22
(8)	高年齢者に対する社会参加支援・就業機会拡大の推進・・・・・・23
(9)	外国人の就職促進・・・・・・・・・・・・・・・・・23

平成28年8月22日に締結した愛知県雇用対策協定第2条に基づき、次のとおり、 平成28年度において愛知県と愛知労働局が連携・協働して実施する取組み等の事業計 画を定める。

第1 趣 旨

少子高齢化による労働力人口の減少や経済のグローバル化が急速に進展する中、愛知県が将来にわたり活力ある社会を維持し、「日本一元気な愛知」を実現するためには、地域を支える「産業力」、「人財力」、「地域力」をより一段と高める必要があり、「ものづくりをはじめとする産業人材の育成・確保」、「若者・女性・高齢者・障がい者などすべての県民が活躍できる社会の実現」、「安心して働ける環境整備のためのワーク・ライフ・バランス、働き方改革」等の取組を推進していくことが重要である。

具体的には、人手不足分野や次世代成長産業に向けた人材育成・人材確保、国が行う無料職業紹介等と県が行う業務の一体的実施の取組、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組、若者や女性の雇用・活躍を推進するための企業への働きかけ、障害者の法定雇用率達成や雇用拡大に向けたそれぞれの役割分担による企業に対する働きかけなどの取組が求められるところであり、愛知県と愛知労働局がそれぞれの強みを発揮しながら、一体となって雇用対策を推進していく必要がある。

このため、愛知県と愛知労働局が日頃から十分な意思疎通を図り、緊密な連携・協力 関係の下、以下の雇用対策について、効果的・一体的に実施していくこととする。

第2 連携・協働して推進する取組み

1 産業人材育成と人材確保の促進

経済のグローバル化や少子高齢化の中で、経済を成長軌道に乗せるため、ものづくり産業や人手不足産業における人材の育成・確保を促進するための施策を検討のうえ推進する。

(1) ものづくりの基盤を支える技術者・技能者の育成

概要:資金やノウハウに限界がある中小企業に対し、ものづくり基盤を支える技術者・技能者を育成するための支援を行う。また、若者へものづくりの魅力発信を強化するとともに、地域の業界団体・企業等の人材ニーズを把握し、若年技能者の人材育成支援等を行う。

愛知労働局が実施する業務

- 〇 愛知県が設置、開催する産業人材育成連携会議に参画し、地域における人材の 育成・確保に必要な情報提供など積極的に協力していく。
- 〇 愛知県が開設する産業人材育成ポータルサイトへ積極的に情報提供を行い、職業訓練情報等の周知を図る。
- 愛知県が開設する産業人材育成支援センターとの連携を図り、企業に対する人材育成支援策の情報提供など、この事業に積極的に協力していく。
- ハローワークが管内企業における地域産業の人材ニーズや企業が必要とする能力・資格等、とりわけ、航空宇宙分野など、雇用拡大が見込まれる成長産業における人材ニーズを把握する。

- 企業ニーズに適合するよう求職者の職業能力を高めるため、公的職業訓練の周 知及び受講を推進する。
- ハローワークや労働局の助成金窓口において、事業主に対し、愛知県の行う熟練技能者を中小企業等に派遣する事業など県が実施する人材育成にかかる事業等について周知を図る。
- 〇 平成31年度に愛知県で開催する技能五輪全国大会の開催準備委員会に参画する など、大会の開催準備やPRに積極的に協力していく。
- 愛知県が実施する各種の産業人材育成支援策について、ハローワークを通じた PRを積極的に行い、「ものづくり愛知」の基盤を支える人材育成の機運の醸成を 図る。

愛知県が実施する業務

- 〇 地域を挙げてあいちの「人財力」を強化するため、産業、労働、教育の各界及び職業能力開発機関、学識者、行政で構成する「愛知県産業人材育成連携会議」 を運営する。
- 将来のモノづくりあいちを支える技能者育成を図るため、熟練技能者を中小企業等に派遣し、実技指導などの支援を行う。
- 〇 小・中学生を対象にした技能大会及び中小企業若手技能者を対象とした技能競技大会を開催する。
- 平成31年度に開催する技能五輪全国大会に向け、開催準備を進めるとともに、 平成32年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックの本県開催を招致する。
- 2020 年代初頭の技能五輪国際大会の招致に向けた調査・研究を行う。
- 県、国、団体等で行われている職業訓練・研修等の情報、キャリア教育情報を一元化、見える化するとともに、中小企業の魅力を発信するポータルサイトを運営する。
- 企業OB等の専門人材による産業人材育成情報の提供・相談対応、個々の中小 企業のニーズに応じた各種人材育成事業のコーディネート等を行う愛知県産業人 材育成支援センターを設置・運営する。
- 中小企業の経営者を対象に人材育成の重要性を啓発するため、外部講師による 講話や意見交換を行う「あいちモノづくり経営者人材育成塾」を開催する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 次世代産業の一つである航空宇宙産業への理解を深めるため、高等学校の進路 指導主事等を集めた工場見学の実施に加え、キャリア探索プログラム講師として 登録された航空宇宙産業の人事担当者等により、航空宇宙産業の魅力を発信し、 職業意識啓発に努める。
- 〇 愛知の産業を支えるモノづくり人材を確保するため、愛知ブランド企業、ユースエール認定企業及び若者応援宣言企業等を対象とした企業説明会を開催する。

(2) 産業界・地域のニーズを踏まえた訓練の実施

概要:産業界の人材ニーズや求職者の訓練ニーズに対応しつつ、人材不足が深刻な 分野や成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置いて、職業訓練を実 施していくとともに、愛知県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部(以下「機構」という。)との連携により策定した公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な職業訓練実施計画に基づき、愛知県内における公的職業訓練の計画的かつ効果的な展開を行う。

愛知労働局が実施する業務

- 「愛知地域訓練協議会」を開催し、ハローワークの窓口で求人者及び求職者から把握した職業訓練ニーズの分析情報をもとに、訓練を実施する分野や認定規模等について関係機関と検討したうえで、地域における求職者の動向や訓練ニーズを踏まえた「愛知県地域職業訓練実施計画」を策定し、公的職業訓練の効果的で実効ある運用を図る。
- 〇 求職者支援訓練の実施計画において、地域ニーズ枠として航空機製造分野を設 定し、成長が見込まれる航空機産業の人材育成を図る。

愛知県が実施する業務

- 企業訪問等により、公共職業訓練における訓練ニーズを発掘するとともに、訓練実施機関等へ情報を提供する。
- 〇 訓練ニーズに即した公共職業訓練(施設内訓練、在職者訓練、委託訓練)を設 定する。
- O 訓練ニーズに即した公共訓練を実施するために、指導員が指導員研修を積極的 に受講し、指導力向上を図る。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

〇 労働局、県、機構の訓練業務担当者において、ニーズ調査を行う対象や調査項目などを整理検討した上で、情報を各機関で共有し、ニーズに対応した効果的な訓練コースの設定に向けて、公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な実施計画の策定に取り組む。

(3) 職業訓練への能動的な誘導と就職支援

概要:職業訓練の開催情報を広く提供することで、職業訓練への能動的な誘導を進めていく。訓練受講中及び訓練修了後においても、就職支援を行っていく。

愛知労働局が実施する業務

- 〇 ハローワークにおいて、求職者に対して就職する上での職業訓練の有効性を伝え、ジョブ・カードを活用した職業相談を実施し、職業訓練への能動的な誘導を行う。
- 職業訓練情報を広く周知するため、各安定所で実施する雇用保険初回説明会等 を利用した訓練施設による求職者への説明機会を提供する。
- 〇 訓練修了前に受講者に対して、職業講話を実施し、就職意欲の喚起を行う。また、ハローワークから、職業訓練受講生に対して、訓練内容に対応した求人情報を提供することにより、就職促進を図る。

愛知県が実施する業務

○ 高等技術専門校の指導員にジョブ・カード作成アドバイザーの資格を取得させるとともに、訓練生にキャリアコンサルティングを行い、就職意識の醸成を図る。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- ハローワーク職員の職業訓練に対する理解を深め、職業相談窓口における職業 訓練への能動的な誘導を図るため、募集開始に合わせた適切な時期に公共職業訓 練施設及び訓練実施機関の見学会を実施する。
- 〇 職業訓練受講者に対して、訓練修了約 1 か月前時点で就職状況についてのアンケートを実施し、そこで得られた情報をハローワークと高等技術専門校等の訓練 実施機関で共有のうえ、連携して就職支援を実施していく。

(4) 若者へのキャリア教育の推進と職業観の醸成

概要:学齢期の早い段階において、ものづくりへの興味や中小企業への認識を深め、 若者が正しい職業観と目的意識を持って進路選択が可能となるよう支援し、人 材不足の解消に繋げる。

愛知労働局が実施する業務

- 高校生を対象に、仕事の実態、就職に向けての心構え、企業が求める人材など 職業に関する知識を身につけ、主体的により幅広い視野で職業選択や就職活動を 行うことができるように「職業意識形成支援事業」として主に以下の支援を実施 する。
 - ア 高校内企業説明会
 - イ キャリア探索プログラム(職業講話)の実施
 - ウ ジュニア・インターンシップの受入企業開拓
 - エ 職業適性検査の実施支援
 - オ 就職ガイダンスの実施

- 〇 学生が中小企業を含めた幅広い就職活動に臨めるよう、中小企業等の魅力を発信するとともに、企業研究を支援し、産業人材の人材確保を促進する。
 - ア JOBトラベル (職場見学・体験の実施)
 - イ モノづくり企業魅力発信セミナー (魅力発信セミナー、愛知ブランド企業 出前講座の開催)
 - ウ 就職に向けたガイドパンフレットの作成
- 〇 小·中学校及び特別支援学校への技能五輪のメダリスト等による技能者出前講座を商工会議所と連携して実施する。
- O 産業人材育成ポータルサイトのキャリア教育支援企業の登録件数の増や、利用 促進を図る。
- O 大学 1・2 年生、専修学校生等を対象に、専門家が支援した質の高い受入れプログラムによるモノづくり中小企業でのインターンシップを実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

○ これから社会に出て働くこととなる高校生が安心して働けるように、労働基準 法を中心とした働くことのルールや制度についての知識を付与する「労働関係法 講座」を実施する。

また、愛知県教育委員会と連携し、特に、工業科を始めとする職業学科を設置する各学校に授業等で取り組まれるよう要請し、労働関係法の普及促進を図る。

○ 小中学校の教員のモノづくり中小企業への理解を深め、キャリア教育を促進するため、教員を対象として、航空宇宙産業など次世代産業やモノづくりを担う中小企業の工場等の見学会を開催する。

(5) 建設、福祉・介護等の人手不足分野における人材の育成・確保

概要:関係業界の処遇改善、職場環境の改善を支援するとともに、業界のイメージ アップを図り、特に中小企業の採用支援、また採用後の職場定着支援を推進す る。

また、人手不足分野を抱えている地域において、地域の創意工夫を活かし、 公的職業訓練の枠組みでは対応できない人材育成の取組を通じ、当該分野にお ける安定的な人材の確保を目指す「地域創生人材育成事業」に愛知県の企画事 業が採択されており、この事業に積極的に協力していく。

愛知労働局が実施する業務

- O 建設、福祉、介護分野事業所に対し、雇用管理改善指導を実施するとともに関係助成金制度の活用を推進する。
- 業界団体、中部地方整備局と連携し、若者に対し、建設業の魅力や仕事のやりがいなどをアピールすることで就職促進を図る。
- 職業訓練を受講することにより技能・知識を習得することで、就職がしやすく なることを若者などに伝え、職業訓練への誘導を行う。
- 〇 「愛知県地域職業訓練実施計画」を策定する際に、人手不足分野となる建設、 介護について枠を設けて、訓練が実施しやすいようにする。
- 愛知県が「地域創生人材育成事業」を実施するために設置した「愛知県航空機製造人材育成協議会」及び「愛知県介護人材育成協議会」に参画し、この事業が 人材育成に効果的なものとなるよう積極的に協力していく。
- 〇 人手不足である介護分野の人材育成のため設定された「地域創生人材育成事業」 による職業訓練について、ハローワーク窓口等により周知を図り、積極的な誘導 を行う。

- 各種学校等へ委託して、建設(建設機械)、介護、保育の訓練を実施する。
- 厚生労働省から採択された「地域創生人材育成事業」により設置した「愛知県 介護人材育成協議会」及び「愛知県航空機製造人材育成協議会」を運営し、地域 の創意工夫を活かし、介護分野及び航空機製造分野の人材育成を実施する。
- 人材育成の取組みが優良な事業所を認証する「愛知県介護事業所人材育成認証 評価事業」を実施する。

- 〇 介護サービス事業所での先進的な取組事例を発表・表彰する「あいち介護サービス大賞」を開催し、介護に携わろうとする学生等の関心を喚起することにより、介護人材のすそ野の拡大を図る。
- 建設業界において、公共工事の品質確保の担い手となる技術者・技能労働者の 不足に対応するため、地元の建設業団体や企業等と連携して、研修や建設現場見 学会を実施する。
- 〇介護業界への新規参入を促進するため、高校生などを対象とした施設見学、学校 への出張セミナー、希望者に対する職場体験事業を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な職業訓練実施計画を策定するにあたり、人手不足分野に対応した効果的な訓練コースの設定に取り組む。
- 愛知県福祉人材センターがハローワークで巡回相談を実施する。
- 〇 愛知県ナースセンターがあいちマザーズハローワーク(毎月2回)及び豊橋、 岡崎、一宮・半田・豊田・刈谷・豊川・春日井の各ハローワーク(各毎月1回) を巡回し、看護職として復職を目指す方に対し巡回相談を実施する。また、名古 屋東及び名古屋南のハローワークにおいても年度途中から巡回相談を実施してい く予定。
- 愛知県保育士・保育所支援センターがハローワークで巡回相談を実施する。
- 実務者会議等を活用するなどにより、介護人材確保対策を加速化する事業について協議していく。

(6) 人手不足分野等へのマッチング支援

概要:人手不足分野等における業界や企業の情報を求職者へ提供するとともに、就職面接会等を開催し、マッチングを推進する。

愛知労働局が実施する業務

- 求職者が知りたい建設現場の状況や入職後のキャリアアップ等の情報を充実させ提供するとともに、建設業に限定した就職面接会等を開催する。
- ハローワーク名古屋中の4階に設置されている福祉人材コーナーを住友生命名 古屋ビル23階に移転し施設及び職員・相談員の拡充を行うとともに、隣接する マザーズハローワークと連携し、介護・福祉施設、医療機関等を対象とした就職 相談会やセミナー等を開催するなど、人材確保事業の一層の推進を図る。
- 福祉人材コーナーをハローワーク名古屋東及び名古屋南に新設し、ハローワーク名古屋中を中核として、広範囲にわたる福祉人材の確保を推進する。
- ハローワーク名古屋中の農林漁業就職支援コーナーにおいて、個別就職支援、 求人情報、農林漁業関連施策等の情報を集中的に提供するとともに、コーナーを 設置していないハローワークにおいても関係情報の提供、コーナーの周知、職業 相談・職業紹介を実施する。
- ハローワークの全国ネットを利用し、愛知県への人材送出が多い地域のハローワークに対し、愛知ブランド企業のPRなど「ものづくり愛知」の情報発信を始め、製造業を中心とした求人情報の積極的な提供を行う。

愛知県が実施する業務

- 愛知県及び関係機関が実施する農林漁業関連施策について、愛知労働局に提供 するほか関係機関への情報提供を実施する。
- モノづくり産業を中心とした中小企業と学生等とのニーズに対応したマッチングの機会を提供するため、就職ミニ説明会を開催する。
- 平成27年7月にウインクあいち内に設置した愛知県ナースセンター名駅支所 において、未就業の看護師等に対する無料職業紹介事業などを実施する。
- 〇 キャリア専門支援員を設置し、ハローワークや介護事業所等を巡回訪問し各種 相談に応じる。
- 福祉・介護の仕事総合展を開催する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 〇 保育士として就職を希望する者のマッチングを推進するため、保育所就職支援 フェアあいちを開催する。
- 〇 県(社会福祉協議会)と同行して保育所現場を巡回し、雇用管理改善に係る指導援助を行うとともに、良質な保育職求人の確保を行う。
- 愛知県保育士・保育所支援センターと連携して保育士養成校を訪問し、保育士 への応募を積極的に働きかける。
- 平成27年度に引き続き、あいち福祉フェアを開催し、福祉現場の魅力発信を 行うとともに、面接会も同時開催することにより人材の確保に努める。
- 〇 福祉・マザーズ合同フェアを開催し、介護・看護・保育分野の人材確保と子育 て中の方の就職支援を実施する。
- 福祉人材センターの専門員があいち若者職業支援センターを毎月2回巡回し、 主に介護職を目指す若年者に対し介護に関する各種相談に応じると共に、「愛知わ かものハローワーク」と連携して職業紹介を行う。
- 農林漁業に関し、ハローワーク、関係団体との意見交換会を実施するとともに、 農林漁業へのマッチングを促進するため、就職ガイダンス及び就職面接会を開催 する。

※目標

- 福祉人材コーディネーターによる福祉関係求人充足プラン策定件数 600件
- 福祉関係求人充足プランに策定した求人の充足率 52%以上
- 産業人材育成ポータルサイトトップページビュー件数60.000件
- 〇 県立高等技術専門校による企業訪問件数 755件
- 指導員研修受講率 100% (年間受講延べ回数/指導員数)
- 〇 公共職業訓練の就職率

学卒者訓練(普通課程) 95%以上、離職者訓練(短期課程) 80%以上、 委託訓練(雇用セーフティネット対策訓練) 70%以上

○ 公共職業訓練施設見学会の実施

施設内訓練 7施設、参加ハローワーク職員・相談員数50名 委託訓練 訓練実施機関20施設、参加ハローワーク職員・相談員数100名

2 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大

若者が次代を担うべき存在として活躍できる環境の整備を進めるとともに、とりわけ新卒者等においては「新卒者等就職・採用応援本部」を設置し、就職支援に関する情報交換や取組を協議する場として機動的に開催することで、職業意識の醸成、就職採用活動開始時期の変更に則した円滑な就職を実現する。

また、雇用情勢が着実に改善している時機を捉え、正社員就職及び正社員を希望する非正規雇用労働者の正社員転換等を促進するほか、フリーター等の正規雇用化、二 ート等の職業的自立等を支援する。

なお、「青少年の雇用の促進等に関する法律」の事業主、学生等に対する周知はもとより、職場情報提供制度や新卒求人不受理制度、また、若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度(ユースエール認定企業)等の取組を積極的に実施する。

(1) 若者に対する就職支援

概要:ヤング・ジョブ・あいち内の「あいち若者職業支援センター(県設置)」と「愛知新卒応援ハローワーク(局設置)」及び「愛知わかものハローワーク(局設置)」の3機関が相互に連携し、若年者の就職支援を実施する。

愛知労働局が実施する業務

- 「愛知新卒応援ハローワーク」において、学卒ジョブサポーターによる大学等への訪問強化、施設に関する周知・広報を図り、大学等の学生及び卒業後3年以内の既卒者を対象として、担当者制による職業相談・職業紹介、各種セミナー、ミニ就職面接会及び就職後の定着支援を実施する。
- 〇 「愛知わかものハローワーク」において、45 歳未満の若年者を対象とした職業相談・職業紹介、各種セミナー、就職面接会及び就職後の定着支援を実施する。 また、働こうとする意欲のあるニートや学校中退者等の支援のため、地域若者 サポートステーションとの連携強化を図る。
- 〇 「愛知わかものハローワーク」において、ジョブ・カードを活用したキャリア コンサルティングを実施し、職業訓練への誘導、あっせんを行う。
- 愛知県が実施する「就職支援塾」について、各ハローワークにおいて周知を始め参加者募集を図るとともに、支援企業の情報収集に協力する。

- 〇 「あいち若者職業支援センター」において、大学等の学生から 45 歳未満までの 若者を対象として、職業選択に関する悩み相談、本人や家族に対する就職相談、 職業訓練情報の提供、各種セミナー等を実施する。
- 〇 委託訓練活用型デュアルシステム訓練における、学卒未就職者(学校(大学、高校、専門学校等)の卒業(中退含む)後3年以内の方)の優先受け入れ等を通じ、若年未就職者の就職を支援する。
- 〇 若年者の生活圏にできる限り近い場所で相談できる環境を整備するため、県内 13 市町と連携した就職相談窓口を設置し、アドバイザーを派遣する。
- 未就職卒業者などの若年求職者を対象に、「就職支援塾」を開催し、社会人基礎 力を補うための支援メニューを集中的に実施するとともに、支援企業の開拓・マ

ッチング等を実施し、正社員としての就職・定着に向けた支援を行う。

(2) 高校生に対する就職支援

概要:各ハローワークの学卒ジョブサポーターが高等学校との連携のもとに就職支援を行うことはもとより、職業選択や就職活動に役立てるための各種取組や、 未内定者を対象とした企業説明会を開催する。

愛知労働局が実施する業務

○ ハローワークの学卒ジョブサポーターが高等学校毎の担当者制により、学校と 連携を図りつつ、求人情報の提供、職業相談、面接指導、個別求人開拓、事業所 見学等、よりきめ細やかに個々の生徒の就職を支援する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

〇 平成 28 年 11 月から、県内3会場において「新規高卒者企業説明会」を開催することにより、卒業予定の就職志望である生徒のうち、未内定者へ企業情報を提供する。

(3) 大学等新卒者及び既卒者に対する就職支援

概要:大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・高等技術専門校(高 卒2年課程)を卒業予定の学生及び卒業後概ね3年以内の既卒者等を対象に、 就職支援を実施するとともに、企業説明会等を開催する。

愛知労働局が実施する業務

○ 愛知新卒応援ハローワーク、ハローワーク豊橋及び刈谷を拠点として、学卒ジョブサポーターが、各地域の大学等における就職担当部署と連携のうえ、対象者に対し求人情報の提供、職業相談等を実施し就職を支援する。

愛知県が実施する業務

○ 「ヤング・ジョブ・あいち」のホームページや合同説明会などの機会を活用し、 就職企業を選ぶ際の参考としてもらえるよう、愛知ブランド企業やファミリー・ フレンドリー企業などの県内優良企業の情報を積極的に提供する。

また、中小企業の魅力を発信するため、大学のキャリアセンターと連携し、中小企業経営者と学生との交流会を開催する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 〇 平成28年度大学等卒業予定者から就職・採用活動開始時期が6月1日以降に変更となるが、その円滑な実施に向け、企業に対して周知するとともに、中小企業の人材確保を図るための企業説明会を開催する。
- 〇 就職活動前の学生に中小企業の魅力を伝えるため、愛知県と新卒応援ハローワークが共同して、メッセナゴヤ 2016 に企業研究支援ブースを出展する。

(4) 「ユースエール認定企業」及び 「若者応援宣言企業」の普及・拡大

概要:若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」及び若者等の採用・育成に積極的な中小企業「若者応援宣言企業」の企業情報を若者等にPRするとともに、中小企業と若者等の就職のマッチングを図る。

愛知労働局が実施する業務

- 労働局においては「ユースエール認定企業」の認定を行い、ハローワークにおいては、宣言基準を確認のうえ、「若者応援宣言企業」として承認し、当該企業の就職関連情報を厚生労働省ポータルサイトへ掲載し、企業PRを行う。
- 〇 「ユースエール認定企業」及び「若者応援宣言企業」を対象とした企業説明会 等を開催する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

○ 「あいち若者職業支援センター」と「愛知新卒応援ハローワーク」及び「愛知わかものハローワーク」において相互に連携し、「ユースエール認定」事業及び「若者応援宣言」事業の周知拡大に努め、学生等が中小企業に目を向け、就職率が向上するよう取組を一層推進する。

(5) 愛知県正社員転換・待遇改善実現プランの推進

概要:「愛知正社員転換・待遇改善実現本部」で策定した、「愛知県正社員転換・ 待遇改善実現プラン」に基づく非正規雇用労働対策を推進する。

愛知労働局が実施する業務

- O 労働局長を本部長として設置した「愛知正社員転換・待遇改善実現本部」により業務を推進する。
- 不本意非正規雇用労働者の正社員転換に向けた取組みとして、地域の経営者団 体等に対し、正社員転換を促進するための啓発運動を県下全域で展開する。

また、ハローワークにおいて、正社員求人を積極的に確保し、正社員就職に向けた担当者制による支援やマッチング強化に取り組むほか、正社員転換制度の導入促進、多様な正社員制度の導入支援、人材育成に向けた「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用奨励金」の活用等を通じて、不本意非正規から正規への転換、フリーター等の正社員就職を支援する。

- 〇 大学の新規学卒者から安易な選択によるフリーター等の非正規雇用労働者を出さないため、局幹部が県内の大学を訪問して、正社員就職に向けた大学の自主的な取組みについて要請を行う。
- 二一ト等の支援のため地域若者サポートステーションと連携しハローワークへの積極的な誘導を行い担当者制による就職支援を実施する。
- 学生アルバイトや派遣労働者、有期契約労働者並びに短時間労働者等非正規雇 用労働者の待遇改善に係る取組みを実施する。
- 正社員転換制度や多様な正社員制度の導入を検討している事業主に対する支援 として、あいち雇用助成室内に設置したワンストップ相談窓口において、制度導

入や助成金支給申請に係る相談等を実施する。

- 無期労働契約への転換ルールや雇止め法理についてセミナー等を通じ周知を図る。
- 〇 パートタイム労働法の周知啓発のため事業所訪問を行い、パートタイム労働法 の履行確保により正社員転換制度等の導入を促進する。

愛知県が実施する業務

- 労働者・使用者双方にとって望ましい多様な働き方の周知を図るため、啓発リーフレットを作成し、配布する。
- 未就職卒業者などの若年求職者を対象に、「就職支援塾」を開催し、社会人基礎 力を補うための支援メニューを集中的に実施するとともに、支援企業の開拓・マ ッチング等を実施し、正社員としての就職・定着に向けた支援を行う。
- 「あいち若者就業支援センター」や「若年者就職相談窓口」において、正社員 への転換に向けた相談支援に応じるとともに、国のキャリアアップ助成金などの 周知・啓発を行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

〇 正社員就職に繋げるための職業訓練機会を確保するため、愛知県等との連携を 図り、地域ニーズを踏まえた職業訓練コースの設定に向けた検討を行う。

※目標

- 〇 ユースエール認定企業数 10社
- ハローワークによる正社員就職 37.365件
- キャリアアップ助成金の活用による正社員転換数 1,920人
- 労働局幹部職員による県内大学訪問件数 14校
- 〇 ヤング・ジョブ・あいちの利用者の就職者数 毎年度過去3年間平均値5%増
- 〇「新規高卒者企業説明会」参加企業数 50社・10業種確保

3 女性の活躍推進

労働力人口が減少する中、意欲ある女性が活躍できる環境の整備、女性の力が最大 限発揮できるよう企業に対し様々な面から支援、必要な助言・指導等を行う。

(1) 女性の活躍推進に関する取組の促進

概要:女性の活躍推進は、政府の成長戦略の中核であり、政府目標実現に向けて、 平成 27 年 9 月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法 律」(以下「女性活躍推進法」という。)の円滑な施行のため、関係機関との連 携により、企業に対し関係法令等の周知徹底を図り、女性の活躍推進の積極的 な取組を促進する。

愛知労働局が実施する業務

○ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)の策

定・届出等が義務づけられた労働者数 301 人以上の企業に対し、確実に策定届の届出がなされるよう働きかける。

- 女性活躍加速化助成金の活用を図るとともに、女性の活躍推進に関する取組の 実施状況が優良な企業に対して、認定の取得促進を図る。
- 〇 他の模範となる取組を推進している企業を表彰する「均等・両立推進企業表彰」 (均等推進企業部門)制度の周知を図る。
- 働く女性が性別により差別されることなく、また、母性を尊重されるよう、法 違反の認められる企業に対しては、迅速かつ厳正な指導を行う。特に妊娠・出産 等を理由とする不利益な取扱いに留意する。
- 妊娠・出産・育休等を理由とする就業環境を害する行為を防止する措置の義務 化等を内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律」の成立を受け、特に女 性が多い業界団体を訪問し、法の周知の協力要請を行う。
- 愛知県の開催する「あいち女性の活躍促進会議」に積極的に参加し協力する。

愛知県が実施する業務

- O 女性の活躍促進に向けたメッセージや取組方針等を企業トップが表明する「女性の活躍促進宣言」を募集する。
- 女性の活躍促進に向けた取組を積極的に実施する企業を「あいち女性輝きカンパニー」として認証し、愛知県のホームページでの紹介等を通じて、企業等に女性の活躍に向けた自主的な取組を促していく。
- 中小企業における女性の活躍に向けた取組を促進するため、取組内容に応じて 奨励金を支給する。

また、好事例や具体的取組手法を取りまとめたハンドブックを作成するととも に、セミナーを開催する。

O 経済団体、労働団体、企業、大学、愛知労働局、中部経済産業局、愛知県で構成する「あいち女性の活躍促進会議」を開催し、企業等における女性の活躍の更なる促進を図るための効果的な方策等について意見交換を行う。

また、「あいち女性の活躍促進会議」の構成員と連携して「あいち女性の活躍促進サミット 2016」を開催し、その中で、女性の活躍に向けた優れた取組を行う企業を表彰する。

○ 「あいち・ウーマノミクス研究会」を開催し、女性の活躍や雇用の拡大を通じて 新たな産業の創出、既存産業の生産性の向上、人材の確保・育成を実現するための 現状、課題等を研究するとともに、当該研究結果を踏まえた事業を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 女性の活躍状況や活躍促進のための先進的な取組事例や資料、調査データ等の 情報を共有するとともに、これらを活用、情報提供することにより、中小企業に 対し、行動計画の策定、その他女性の活躍に向けた取組の支援を図る。
- 妊娠・出産・育休等を理由とする就業環境を害する行為を防止する措置の義務 化等を内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律」の成立を受け、円滑な 施行に向け、説明会や各種セミナー等企業関係者が集まるあらゆる機会を捉え、 連携協力により積極的な周知広報等を行う。

(2) 両立支援に取組む事業主に対する支援

概要:女性の活躍推進のためには、仕事と家庭の両立支援が不可欠であることから、 企業における両立支援制度の整備、制度を利用しやすい環境に向け支援ととも に必要な助言、指導を行う。

愛知労働局が実施する業務

- 両立支援制度を利用しやすい環境の整備にあたり、好事例の情報提供及び助言 を行う。
- 〇 男性の育児休業取得促進のため、自治体の母子健康手帳交付窓口で男性の育児 休業取得支援制度の資料交付を依頼する。
- 〇 他企業に模範となる取組企業を表彰する「均等・両立推進企業表彰」(ファミリー・フレンドリー企業部門)制度の周知を行う。
- 労働者からの相談が多い、または非正規雇用労働者が多い業種企業等を中心に、 育児休業規定等の整備を促し、法違反が認められる場合には、迅速かつ厳正な指 導を行う。

愛知県が実施する業務

- 〇 従業員が仕事と育児・介護などの生活を両立できるよう積極的に取り組む企業 を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録する制度を運用するとと もに、そうした取組を専用サイトで紹介すること等を通じて、県内企業への働き やすい職場環境づくりの普及拡大を図る。
- 〇 労働団体・経済団体・行政等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」(事務局:愛知県)で平成 28 年 2 月に策定した「あいち仕事と生活の調和行動計画 2016-2020」に基づき、官民一体となって県内全域で「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を展開し、賛同事業所を募集することで、企業等における子育てや介護等との両立支援の取組を促進するとともに、育児等に積極的な男性(イクメン)や部下の仕事と生活の調和を応援する上司(イクボス)の普及拡大に向けた事業等を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- ワーク・ライフ・バランス推進や少子化対策推進のための啓発活動の一環として、ポスター、チラシ、共同で作成したリーフレット等を活用し、広く県民に対して、くるみんマーク及びプラチナくるみんマークの認知度を高めるとともに、企業等に対して、次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定及びプラチナくるみん認定の取得促進を図る。
- ワーク・ライフ・バランス推進や少子化対策推進のための啓発活動の一環として、パパママ育休プラスや育児休業給付の支給率の引上げ等男性の育児休業取得を支援する制度やイクメン啓発活動等の周知を図る。
- 〇 子育て環境の整備が進むよう、企業に対して、あらゆる機会を捉え、両立支援 等助成金や子ども・子育て支援新制度の周知啓発を行い、事業所内保育施設など の設置促進を図る。
- 育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整備するため育児・介護休業制度等

の見直しを内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律」の成立を受け、円滑な施行に向け、説明会や各種セミナー等企業関係者が集まるあらゆる機会を捉え、連携協力により積極的な周知広報等を行う。

(3) 子育て女性等の就職促進

概要:子育てしながら就職を希望する女性、ひとり親家庭や、再チャレンジを希望 する女性に対し、「あいちマザーズハローワーク」と「あいち子育て女性再就 職サポートセンター(県設置)」が連携して就職支援を推進する。

愛知労働局が実施する業務

- あいちマザーズハローワーク及びマザーズコーナーを設置する3つのハローワーク(名古屋東、豊橋、春日井所)に加え、平成27年9月に新設した刈谷所の同コーナーを含めた県内計5か所において、子供連れで利用しやすい環境を一層整備し、担当者制による個々の求職者の状況に応じたきめ細やかな就職活動に係るアドバイスを行うとともに、職業相談・職業紹介を実施する。
- 〇 平成 28 年度から新たに、ひとり親家庭の自立を支援するための就職支援ナビゲーターや、出産・育児等によるブランクがある女性を対象に、キャリアコンサルティングを通じた職業訓練の積極的な活用を図るための就職支援ナビゲーターをあいちマザーズハローワークに配置し職業訓練への誘導・あっせんを行うなど、女性のライフステージに対応した活躍支援に努める。

愛知県が実施する業務

○ ウインクあいち 17 階の「あいち労働総合支援フロア」内に開設している「あいち子育て女性再就職サポートセンター(ママ・ジョブ・あいち)」においては、出産、育児等を機に離職した女性を対象に、再就職に向けた様々な悩みや不安を解消するため、関係支援機関と連携し、相談・カウンセリングや、職場実習等の支援を行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

○ 子育て中または子育てが終了した就職活動中の方を対象とした「マザーズ就職 応援フェア」を開催する。

会場には、50 社程度の企業の個別面談ブースを始め、メイクアップセミナーや保育所・学童保育・社会保険など様々な相談を受付けるコーナーの設置、また、託児ルームも併設し子供連れでも落ち着いて就職支援が受けられるイベントを実施する。

※目標

- 〇 マザーズハローワーク事業における担当者制の支援を受けた重点支援対象者の就職率 88.5%以上
- 〇 女性の活躍促進宣言企業数 1,000社(平成32年度末)
- 〇「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数 400社(平成32年度末)
- 〇「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録企業数 60社増加/年度

- 〇 あいち子育て女性再就職サポートセンター(ママ・ジョブ・あいち)の相談等件数 600件
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出率 100%
- 〇 くるみん新規認定件数 13件以上
- プラチナくるみん認定件数 1件以上

4 働き方改革の実現

労働者の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、人材の確保・ 育成、生産性の向上を図り、それにより地域の社会経済の維持・発展を推進する。

(1) 長時間労働削減等に向けた「働き方改革」の推進

概要:長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を見直し、労働者の生活スタイルや家庭責任等に対応できる多様な働き方、効率的な働き方を広め、地域における雇用の質を重視した職場づくりを推進する上での気運の醸成を図る。

愛知労働局が実施する業務

- 〇 労働局長を本部長として設置した愛知労働局「働き方改革」推進本部により業 務を推進する。
- 地域の経済団体・労働団体のトップや、リーディングカンパニー等企業のトップに対して、働き方改革に向けた取組みを働きかける。
- 〇 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成を図るとともに、企業における先進的な取組み事例を収集、周知する。

愛知県が実施する業務

〇 「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」において策定した「あいち仕事と生活の調和行動計画 2016-2020」に基づき、県内全域で「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を展開し、賛同事業所を募集することで、企業等における定時退社や年次有給休暇取得を促進する。定時退社については、11 月の第3水曜日を「愛知県内一斉ノー残業デー」と定め、街頭啓発活動等を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 〇 愛知労働局、愛知県ほか主要労使経済団体等8機関の共同で採択した「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」を引続き周知する。
- 「働き方改革」の気運を醸成するためのセミナーを開催する。(11 月実施予定)
- 〇 労働者、使用者双方に幅広く、労働基準法を始めとした労働関係法令の普及啓 発を図る。

※目標

- 〇「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」の賛同事業所数延べ22,000事業所/年度
- 〇 県内企業の年次有給休暇取得日数 10日/年

5 一体的実施事業等を活用した就職支援

地域の住民の利便性を向上させる観点から、国が行う無料職業紹介事業等と地方が 行う相談業務等を一体的に実施し、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えられるよ う取組を推進する。

(1) 一体的実施施設による就職支援

概要:国が行う職業紹介業務と県が行う業務を一体的に実施し、利用者の利便性の 向上と効果的な就職支援に取り組む。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 〇 ウインクあいち 17 階の「あいち労働総合支援フロア」内では、労働相談や、職業適性相談コーナーにおけるキャリアカウンセリング、職業適性検査等を実施するとともに、就労支援コーナーにおいては求職者等に対する求人情報の提供、職業相談・職業紹介、就労支援セミナー等を行うなど、一体的に就職支援を実施する。
- 民間事業者への委託により、就労支援セミナー受講者等を対象とした就職面接会、企業職場見学会等を実施する。

(2) 求人情報のオンライン提供

概要:求人・求職のマッチング機能の強化を図ることを目的として、愛知県に対し 求人情報をオンラインで提供し、就職促進を図る。

愛知労働局が実施する業務

O オンライン提供について、企業から求人公開意向を確認し、提供情報の充実に 努める。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 〇 ハローワークの求人情報データを愛知県ナースセンターへ提供し、職業相談・ 紹介に活用する。
- 全ての県立高等技術専門校及び愛知障害者職業能力開発校(計7校)において 求人情報の活用を図り就職支援を行う。

<u>※目標</u>

- あいち労働総合支援フロア
 - ・職業紹介就職数 320人以上
 - ・キャリアカウンセラー等による個別相談件数 3.000件以上
 - 労働相談件数 2.300件以上
 - ・情報コーナー利用件数 19,000件以上
 - ・オンライン提供された求人情報の活用等による無料職業紹介実施件数 100件

6 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

まち・ひと・しごとの創生と好循環に向け、地域における安定した雇用を創出するとともに、二一ズに適合した人材の育成を推進し、また、首都圏から地方への新しいひとの流れをつくり、生活との調和のもとに地域で安心して働くことができる雇用環境等を整備する。

(1) 愛知県政労使協議会の開催

概要:地域の政労使が一堂に会し、経済と雇用の好循環実現に向けて様々な課題の 解決に向けた取組みを進める。

愛知労働局が実施する業務

○ 愛知県が事務局として開催する「愛知県政労使協議会」にオブザーバーとして 積極的に参加し、様々な課題の解決に向けた提案に対して国として行う取組みを 実施していく。

愛知県が実施する業務

○ 経済と雇用の好循環実現に向けた様々な課題の解決を図るため、労働者団体・ 使用者団体・学識者・行政が一堂に会する「愛知県政労使協議会」を開催する。

(2) まち・ひと・しごと創生の推進

概要: 地方に魅力ある仕事をつくるとともに地域ニーズに合った人材の育成を推進 し、地域に「ひと」「しごと」の好循環を生み出す。

愛知労働局が実施する業務

- 〇 「実践型地域雇用創造事業」について、要件に適合する地方自治体の長に対し、 ハローワーク所長がトップセールスを実施し、本事業の活用を促進する。
- O 愛知県が策定した「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」 の実現に向け雇用対策を中心に積極的に連携・協力する。
- 〇 「愛知県地域しごと支援センター運営協議会」に積極的に参加、協力する。
- 〇 愛知県地域しごと支援センターの「地方版人材環流連絡会」に積極的に参加、 協力する。
- 愛知県が実施する「地域しごと支援センター」事業について、愛知労働局と東京労働局との連携を加え、製造業を中心とした求人票の送付や県内企業のPRなど、これまで以上の厚みある情報提供と連携強化を行い、本県へのUIJターンを促進する。

- 〇 平成 27 年 10 月に策定した「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、2060 年に 700 万人程度の人口を確保するという展望の実現に向け、産業振興や雇用対策、子育て支援など幅広い政策に総合的に取り組む。
- 〇 首都圏等へ進学した学生へ県内の中小企業、就職イベント等の情報を提供する ため、大学訪問、学内等企業説明会に参加する。

- 平成27年9月に開設した「愛知県地域しごと支援センター」において、愛知県 へのUIJターンを希望する方に仕事と生活に関する情報を一元的に提供してい く。
- 〇 平成 27 年 12 月に開設した「愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点」において、県内中小企業の経営者等に経営革新を促し、そのために必要な人材の確保をサポートしていく。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

○ 人材不足に悩む中小企業に対して、UIJターンやプロフェッショナル人材の 積極的な活用を促すよう周知を図る。

(3) 「地方拠点強化税制」の活用推進

概要:地方拠点強化税制については、平成 28 年度から所得拡大促進税制との併用が認められることとなったため、税制上の優遇措置を活用し、地方拠点の強化・拡充を行い良質な雇用の場の確保をするよう企業に対して制度の周知、活用促進等の啓発を行う。

愛知労働局が実施する業務

〇 愛知労働局・ハローワークにおける各種会議やセミナー等の機会を捉えた制度 の周知並びに利用促進を図る。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

○ 拡充した制度の周知広報に努めるとともに、制度の有効な活用を促進する。

(4) 労働環境の整備

概要:愛知県独自の制度を有効に活用するなど、地域で安心して働くことができる 労働環境整備を図る。

愛知労働局が実施する業務

- 労働基準関係法令周知に向けた周知用プレートの普及を図る。
- 愛知県が「愛知県公契約条例」に基づき実施する「労働環境の整備が図られていることを確認するための措置」について、その周知に協力するとともに、労働 関係法令に関する問い合わせに対し助言等を行う。

愛知県が実施する業務

〇 「愛知県公契約条例」に基づき、一定規模以上の工事請負契約及び清掃等の業務委託契約について、事業者に対し、労働関係法令等の遵守状況及び賃金支払状況について報告を求めるなど、労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずる。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

○ 国家戦略特別区域法に基づいて愛知県に設置される「雇用労働相談センター」

において、平成28年度から新規開業直後の企業や海外からの進出企業などが、採用や解雇といった日本の雇用ルールを的確に理解し、円滑に事業展開できるように支援するとともに、これら企業に長時間労働の抑制や雇用の安定などを促し、そこで働く労働者が意欲と能力を発揮できるよう相談、セミナーなどを実施、サポートする事業を開始するので、この「雇用労働相談センター」について積極的な周知を図る。

※目標

○ 愛知県地域しごと支援センター利用件数 3.000件

7 障害者・高齢者等の活躍推進

障害者の法定雇用率が未達成である県内企業に対し、雇用率達成指導を一層厳正に推し進め、産業界、地方自治体へ働きかけて意識向上に努めるなどの取組みはもとより、多様な障害特性に応じたきめ細やかな就労支援と職場定着を推進するとともに、企業に対しても就労・定着に係る支援を実施する。

また、高齢者については、少子高齢化が急速に進行する中、健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく、企業や地域社会の支え手として活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、雇用・就業環境の整備を図る。

(1) 障害者雇用率達成指導の強化

概要:県内民間企業の障害者実雇用率の低迷要因を分析し、愛知県を始めとする関係機関と連携し、それぞれの機関が役割分担を持ち、かつ、責任をもって適切な指導を実施する。

愛知労働局が実施する業務

- 〇 障害者雇用の実績があり、かつ、100人以上規模企業で障害者雇用不足数の少ない企業及び障害者雇用不足数5人以上を抱える企業に対して、積極的な指導を実施する。
- 〇 労働局長を始めとする労働局幹部による 1,000 人以上規模企業の事業主に対する障害者雇用率達成指導を実施する。
- 各ハローワーク所長による管内主要企業、経済団体等への障害者雇用要請の実施をする。

- 愛知労働局の重点指導対象外であり、特に達成企業割合が低調な規模を含む、 500人以上 1,000人未満規模企業で障害者雇用不足数 1.5人~4人の企業を対象に 雇用要請を行う。
- 〇 障害者就職面接会を活用し、雇用要請を実施する。
- 各経済団体役員企業に対して、雇用要請を実施する。
- 1,000人以上規模企業の達成企業を対象に、更なる雇用の上乗せの要請を行う。
- 就業促進課内に相談窓口を開設し、企業からの相談や支援要請に対応するほか、

障害者雇用ゼロ企業等を訪問して、情報提供や雇用要請を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 〇 労働施策連携会議「障害者雇用対策強化部会」において、雇用率低迷の原因分析を図るとともに、県、労働局、民間団体の連携手法について検討し、策定した施策について、各機関が役割分担を持ち、かつ、責任を持って、障害者の雇用促進を図る。
- O 昨年度共同で実施した実態調査の内容を踏まえ、企業への雇用要請、企業トップに対する啓発、好事例の紹介、障害者個々の能力や適性に関する情報提供等を 実施する。

(2) 多様な障害特性に応じた就労促進と地域就労支援の強化

概要:平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化されること等を内容とする障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、精神障害者をはじめとする多様な障害特性に応じた就労促進を図るための施策はもとより、就職面接会やガイダンス、職業能力の開発、チーム支援、職場定着支援等を実施する。

愛知労働局が実施する業務

- 精神障害者をはじめとした障害者の一層の雇用促進を図るため、ハローワーク に専門的知識や支援経験を有する相談員等を配置し、障害者一人ひとりの特性に 応じた専門的な支援を実施する。
- 福祉や教育、医療から雇用への移行を推進するため、労働局が中心となって、 職場実習先の確保や企業見学会を実施するとともに、ハローワークが中心となっ て、関係機関と連携した「チーム支援」を行い、就職から職場定着までの一貫し た支援を実施する。

愛知県が実施する業務

- 〇 精神・発達障害者の雇用を促進するため、障害者、企業双方の支援を一体的に 行うセミナーやマッチング等を行う。
- 就労支援者を追加で養成するとともに、福祉施設や企業等に派遣し、福祉的就 労から一般就労への移行や職場定着を図る。
- 障害者雇用の促進に有効な施策の調査・検討を行う。

(3) 障害者就職面接会の開催

概要:一般の障害者に対して県内各地域(名古屋・尾張地区、西三河地区、東三河地区)で多くの障害者と企業の出会いの場となる大規模な就職面接会を開催し、障害者雇用の一層の促進を図る。また、上記とは別に学卒者及び卒業後3年以内の障害者を対象とした面接会を開催する。

愛知労働局が実施する業務

〇 就職面接会の開催周知を行うとともに、面接会参加企業の募集・選定及び参加 求職者の申込み受付や調整などを行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

O 就職面接会の開催周知を行うとともに、それぞれの役割分担のもと面接会を円滑かつ効率的に運営する。

(4) 企業トップに対する広報・啓発の推進

概要:企業のトップをはじめ人事労務担当責任者等に対するセミナー等を開催する。

愛知労働局が実施する業務

〇 改正障害者雇用促進法の内容を中心とした大手企業向け障害者雇用促進セミナーの開催、また、特に障害者雇用が進んでいない 50 人以上 300 人未満規模企業を中心とした中小企業事業主向けセミナー及び障害者雇用が進んでいない産業を対象に業種別事業主向けセミナーを実施する。

愛知県が実施する業務

- 〇 障害者雇用の普及啓発と理解浸透を図るための「障害者ワークフェア」を開催 する。
- 障害者実雇用率が低調な業種の組合や業界に対する働きかけを行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

○ 企業トップ等に対する「障害者雇用促進トップセミナー」を開催する。

(5) 主要経済団体等に対する障害者雇用要請等の実施

概要:愛知県内主要経済4団体の長に対し、愛知労働局長と愛知県知事が障害者雇 用率の達成、障害者雇用の拡大、活躍推進について要請を行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

〇 愛知県内の主要経済4団体を訪問し、企業の一層の障害者雇用促進のため、愛知県知事・愛知労働局長の連名による文書により協力要請を行うとともに、未達成企業に対しても連名の要請文を送付し、障害者の雇用機会の拡大、定着促進及び障害者雇用率の達成を図る。

(6) 障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携した就労支援

概要:障害者の就業面と生活面を一体的かつ総合的に支援する障害者就業・生活支援センターや愛知障害者職業センターと連携協力し、障害者の就職・就労支援 を推進する。

愛知労働局が実施する業務

○ 県内全ハローワークとの連携強化のため連絡会議を開催するとともに、障害者 就業・生活支援センターの業務に連携協力する。また、障害者就業・生活支援センターのリーフレットを作成し、障害者及び事業主等広く周知を行う。

愛知県が実施する業務

〇 県内全ての保健福祉圏域における 12 か所の障害者就業・生活支援センターに対し、適正な業務運営が行われるよう定期的に監督を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

○ 障害者就業・生活支援センターが主催するセンターごとの「連絡会議」へ、管轄するハローワークとともに参加し、効果的な支援を実施するための役割分担、 連絡方法、及び具体的な支援方法についての検討、情報交換を行う。

(7) 高年齢者等の継続雇用の確保と雇用の推進

概要:企業において、改正高年齢者雇用安定法に基づく雇用確保措置の導入の徹底 を図り、継続勤務を希望する高年齢者の雇用の安定を図る一方、再就職を希望 する高年齢者に対しては、その活動を支援することにより、生涯現役社会の実 現を図る。

愛知労働局が実施する業務

- 高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対してハローワーク及び労働局 による助言指導を確実に実施し、改善がみられない事業主に対しては企業名公表 も視野に入れた勧告を実施する。
- 〇 名古屋市内のハローワークに開設されている「生涯現役支援窓口」において、 就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援を強化する。
- 〇 ハローワーク等において求職活動を行っている高年齢者に対し高齢期における 職業生活設計を高年齢者が自ら行い、当該設計を踏まえた働き方ができるよう高 年齢者の雇用・就業環境整備に向けたセミナー等を実施する。
- 愛知県が設置した「愛知県高年齢者就業促進協議会」に参画し、高年齢者の多様な就業機会の確保に向けた効果的な施策立案、事業実施に向けた助言や情報交換、ハローワークが行うマッチングとの連携等を行う。

愛知県が実施する業務

- 求職活動を行っている概ね 40 歳以上の中高年齢者に対し、再就職に必要な知識 を身に付けるため、「中高年齢離職者再就職支援セミナー」を開催し、円滑な再就 職を支援する。
- 高年齢者の就業促進関係団体等から構成される「愛知県高年齢者就業促進協議会」のもと、新たに国から受託した「生涯現役促進地域連携事業」を着実に実施し、地域が一体となって、本県の実情に応じた高年齢者の多様な就業機会の確保を図る。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

〇 希望者全員が65歳まで継続して働ける雇用環境の整備を着実に進め、さらに意 欲と能力があれば年齢に関わりなく働くことができる社会を実現するため、「高年 齢者雇用推進セミナー」を開催し、事業主等への啓発を図る。

(8) 高年齢者に対する社会参加支援・就業機会拡大の推進

概要: 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大を促進する。

愛知労働局が実施する業務

- 団塊世代を中心とした新規会員の拡大及び就業機会の拡大の取組を支援することにより、企業の人手不足や育児関係業務のサポート等を含む地域の多様なニーズに応じた、高年齢者雇用安定法に基づくシルバー人材センターの活動を支援する。
- O 民間団体に委託して地域のニーズに応じた技能講習、管理選考等の機会を提供 するシニアワークプログラム事業を実施し再就職の促進を図る。

愛知県が実施する業務

〇 定年退職後等において、雇用までは望まないが、臨時的かつ短期的な就業又は 軽易な業務への就業を希望する高齢者に対し就業機会を提供するシルバー人材セ ンターの活動を支援するため、(公社)愛知県シルバー人材センター連合会等の運 営を支援する。

(9) 外国人の就職促進

概要:留学生や定住外国人などが活躍できるよう、就職の促進を図る。

愛知労働局が実施する業務

- 名古屋外国人雇用サービスセンターに5か国語に対応した通訳を配置し、職業相談を実施するとともに、外国人集住地域を管轄するハローワークに外国人専門相談員の配置及び県下14のハローワークに通訳を配置し、再就職を支援する。
- 外国人留学生を対象とした就職フェアを開催する。

愛知県が実施する業務

- 「愛知のものづくりを支える留学生受入事業」を実施し、アジア地域から技術系を中心とした留学生の受け入れを支援し、卒業後、県内企業への就職につなげる。
- メッセナゴヤを活用し、定住外国人の企業研究を支援する。
- 定住外国人を対象とした公共職業訓練を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

〇 労働局と愛知県、県内大学、企業との連携により、外国人留学生を対象としたインターンシップを実施する。

※目標

- ハローワークによる障害者の就職件数 5.702件以上
- 〇 平成28年6月1日現在の障害者法定雇用率達成企業割合 3%ポイント以上上 昇
- 名古屋市内ハローワークにおける生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率 44.0%以上